

的な行為もこれに含まれる。

なお、本規定は、訴訟における攻撃防御方法の提出等の個別具体的な行為を行うに際して逐一発信者の意見を聞かねばならないことまでを要求するものではなく、発信者の意向が十分に反映される範囲である程度包括的に発信者の意見を聴くことも認められる。

また、本項においては、単に「意見を聴かなければならない」と規定されているところではあるが、開示請求をした者が、氏名その他の請求者の特定に資する情報を発信者に示して欲しくない旨を希望しているような場合には、氏名等の情報を発信者に示すべきではないことは当然である。なお、開示請求に際して示された事項については、当然発信者以外の者に漏らすことも許されない。

なお、条文上明記されていないが、開示関係役務提供者は、開示請求権への対応如何について発信者に意見を聴いた場合については、これを尊重して行為をしなければならないことは当然であり、発信者が、開示に同意する旨の意見を述べた場合には、これに基づき開示請求に応じることとなり、反対に、開示に応じることが否とし、開示を求める者の開示請求に対し一応の根拠を示して異議が述べられたときは、原則としてその意見を尊重し、当該開示には応じられない旨の対応をしなければならないこととなる。ただし、発信者の意見が強行法規や公序良俗に反するものであるような場合にまで、当該発信者の意見に従った裁判上又は裁判外の行為を一律強いるものではない。

3 第3項

(1) 趣旨

本項は、開示を受けた者が発信者情報を用いるに当たって負うべき義務を明らかにしたものである。

この規定に違反しても、直ちに刑事制裁等の対象になるというわけではないが、この規定に従わない情報の用い方をして、発信者に損害が発生した場合には、プライバシー侵害等の不法行為を構成することになり、発信者から責任を追及されることとなる。犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条第3項及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）第6条と同趣旨の規定である。

(2) 用語の説明

①「第1項の規定により発信者情報の開示を受けた者」

本項の義務が課せられる対象は、第1項の定める発信者情報開示請求権の行使によって発信者情報の開示を受けた者である。

②「当該発信者情報」

ここで発信者情報というのは、現に開示された発信者情報を指すものであるが、ここで不当な用い方を禁止されることとなるのは、開示を受けた情報に限られるものではなく、開示を受けた情報から推測可能な情報や、開示手続の中で知り得た情報等のうち、およそ発信者の特定に資する情報はすべて含む趣旨であり、具体的には、発信者の性別